

## BLEタグを活用した児童等見守り実証実験業務仕様書

### 1 業務名称

BLEタグを活用した児童等見守り実証実験業務（以下「本業務」という。）

### 2 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 3 業務の背景

本町は、高齢化が進むと同時にファミリー層の新規移住者が増えているという地域特性から、域内における世帯属性の違いが生じており、自治意識の低下に拍車がかかっている。

また住民一人当たりの職員数も少なく、事業予算も潤沢とはいえないことから、永続的に住民の生活を守っていくためには、「自分のまちのことは自分で創造する」という本来の自治の在り方を呼び起こしていく必要がある。

### 4 業務の目的

ICTをきっかけに住民同士、あるいは行政や企業が助け合う「共助・共創」の概念により、町内の子どもや高齢者にBLEタグ（Bluetooth Low Energy。低消費電力の近距離無線）を配布し、救助や支援が必要な住民の位置情報を緊急性に応じて行政が取り出せるネットワークを構築したいと考える。さらに取得した位置情報は第三者から個人が特定されない形で管理し、支援要請に応じて自治体が保有する各種情報と連携しながら、救助に要する時間を短縮できる仕組みの実現をめざす。

なお、本業務は本格稼働に向けたBLEタグの動作環境等を調査することを目的としていることから、住宅密集地域と非住宅密集地域における小学校2校を選定し、効果検証を行うこととする。

### 5 業務内容

#### (1) BLEタグ配布支援業務

##### ア BLEタグの手配

BLEタグの配布数は町内小学校5校の内2校を選定し、希望する児童300人（個）とするが、配布数の上限は設けない。なお町内全小学校の児童数は2,170人（令和5年8月22日時点）であり、対象の小学校及び対象者数については受託者の提案に基づき、協議の上、決定することとする。

##### イ BLEタグ紛失及び破損時の対応

実証実験中における機器の紛失については費用弁償しないこととする。また自然破損等については、受託者において代替機を手配すること。

##### ウ 実証実験後のタグの取り扱いについて

実証実験終了後は、受託者に返却するものとする。

##### エ BLEタグの選定

実証実験においては、電池残量が充分なタグを準備すること。またタグについては

通常使用において1年間電池交換が不要なものを選定すること。ただし電池消耗後における電池交換の可否については問わないものとする。

## (2) 受信機等設置支援業務

### ア 受信機の設置

受信機を1台以上設置すること。設置場所や機器の供給電源については、受託者の提案に基づき、本町と協議の上、決定することとする。また設置場所や電源供給の制限により、取り付け及び電源工事等が必要な場合は、本事業費内で実施することとし、実証実験終了後における機器は本町に無償譲渡とするが、使用しない場合の通信費等は一切かからないものとする。

### イ 専用アプリのインストール

スマートフォンやタブレットに専用アプリをインストールすることで、BLEタグとのすれ違い検知が可能なアプリを提供すること。またアプリのインストールについてはインストール方法を記載したマニュアルや保護者説明会における支援を含むこととする。ただしアプリが提供出来ない事業者については、本対応は不要とする。

## (3) 実証実験における効果検証業務

### ア 保護者等による最新の位置情報確認

保護者等において、各保有するBLEタグと受信機等における最終の位置情報が確認できること。また令和6年7月までに確認できる仕組みを構築すること。

### イ 管理者による最新の位置情報確認

自治体及び各学校等において、全BLEタグと受信機等における最終の位置情報が確認できること。また令和6年7月までに確認できる仕組みを構築すること。

### ウ 保護者説明会

実証実験開始前の保護者説明会実施に当たり、資料作成や当日の説明会等の支援を行うこと。

### エ 実証実験結果の作成

実証実験開始前に、何を評価するのかを協議し、評価を行う内容について実証実験結果を作成すること。

## (4) 本格導入にむけた課題整理等支援業務

次年度以降の本格導入に当たり、実証実験での課題の整理や本格導入における事業費の精査等について支援を行うこと。

## (5) 独自提案

次年度以降の本格導入に当たり、小学生だけではなく、高齢者等の見守りサービスが

必要な方への展開、取得したデータの利活用方法や補助金申請のサポート等、効果的・効率的な独自提案を行うこと。

## 6 定例会議の開催

受託者は、毎月1回以上定例会議（中間報告、最終報告を含む。）を開催し、本業務に係る各種作業の進捗状況、課題・懸案事項等を報告し、本町の指示を受けること。

なお、会議の実施は、対面実施を基本とするが、ウェブ会議システムでの実施については、別途協議する。

## 7 完了

受託者は、本業務の完了後、成果品を提出し完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

## 8 瑕疵等

受託者は、本業務完了後であっても、受託者に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに町の必要と認める修正、その他必要な作業を受託者の責任において実施するものとする。

## 9 成果品の帰属

本業務における成果品については、原則全て本町に帰属するものであり、本町の承認を受けずに複製、公表及び貸与してはならない。

## 10 その他

(1) 受託者は、定例会議以外にも、必要に応じて本業務の実施に必要な打ち合わせを本町と随時行い、十分な意思疎通を図るとともに、本町の依頼に基づき業務を実施し、円滑に業務を遂行すること。

(2) 疑義が生じたとき、又は本仕様書に記載のない事項は、その都度双方協議して決定する。

## 11 参考資料

参考資料名	URL
広陵町第5次総合計画	<a href="http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=5376">http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=5376</a>
広陵町人口ビジョン	<a href="http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=5429">http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=5429</a>
広陵町 SDGs 未来都市推進計画	<a href="http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=5444">http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;frmId=5444</a>
広陵町自治基本条例	<a href="http://www.town.koryo.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=18&amp;so_cd2=1&amp;so_cd">http://www.town.koryo.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=18&amp;so_cd2=1&amp;so_cd</a>

	3=0&so_cd4=0&so_cd5=0&bn_cd=1&p_bn_cd=3
サウンディング結果	<a href="http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=6238">http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=6238</a>

## 12 問い合わせ先

広陵町企画部総合政策課デジタル推進室 担当：栗巢・関元

TEL：0745-55-1001

Mail：digital@town.nara-koryo.lg.jp